

○横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金交付要綱

平成29年3月15日

告示第18号

改正 平成31年3月14日告示第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、埼玉県保育対策総合支援事業実施要綱(平成27年少子第266号埼玉県福祉部長通知)に規定する保育士資格取得支援事業実施要綱及び埼玉県保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施要綱(以下「県要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、県要綱において使用する用語の例による。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、経費(以下「補助対象経費」という。)及び基準額(以下「補助基準額」という。)は、別表に掲げるものとする。

2 補助金の額は、当該補助対象経費の2分の1の額とする。ただし、補助基準額と比して当該補助対象経費が上回っている場合は、補助基準額を補助対象経費とするものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、県要綱に掲げる実施要件に該当するもののほか、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 別表に掲げる補助事業のうち、認可外保育施設保育士資格取得支援事業、保育教諭確保のための保育資格取得支援事業、保育所等保育資格取得支援事業及び幼稚園教諭免許状取得等支援事業の補助対象者は、町内に所在する実施対象施設とする。

(2) 別表に掲げる補助事業のうち、幼稚園教諭免許状を有する者の保育資格取得支援事業の補助対象者は、町内に所在する実施対象施設又は町内に住所を有する幼免対象者とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 横瀬町保育士資格取得等支援事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 対象者が常勤職員として実施対象施設に勤務していることが確認できる書類
- (3) 養成施設に在学していることが確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書の申請年度は、当該対象者が保育士証を交付される年度とする。  
(補助金の交付の可否の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。  
(変更等の承認)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前条の交付の決定内容を取り消し、又は変更しようとするときは、横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金変更等申請書(様式第4号。以下「変更申請書」という。)を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金変更等承認・不承認通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。  
(実績報告)

第8条 交付決定者は、当該補助事業完了後、速やかに、横瀬町保育士資格取得等支援事業実績報告書(様式第6号。以下「報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 横瀬町保育士資格取得等支援事業完了報告書(様式第7号)
- (2) 対象者が保育士証の交付を受けた後、勤務対象施設への勤務が決定したことが確認できる書類
- (3) 養成施設の長が発行する対象経費の領収書
- (4) 代替保育士等が実施対象施設に勤務していたことが確認できる書類
- (5) 保育士証の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、報告書の提出を受けた場合は、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付する補助

金を確定し、横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、速やかに横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金請求書(様式第9号)に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、交付決定者が偽りその他の不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(状況報告)

第12条 交付決定者は、町長の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、書面で町長に報告しなければならない。

(関係書類の整備)

第13条 交付決定者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、及び保管しなければならない。

2 前項の書類、帳簿等の保存期間は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成31年告示第14号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

横瀬町長 様

所在地  
申請者 名 称  
代表者 ⑩

横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 横瀬町保育士資格取得等支援事業実施計画書（様式第 2 号）
- 2 対象者が常勤職員として実施対象施設に勤務していることが確認できる書類
- 3 養成施設に在学していることが確認できる書類  
（在学前の場合は在学予定の養成施設のカリキュラム等）
- 4 横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金所要額調書（別紙 1）
- 5 その他の書類

様式第2号（第5条関係）

横瀬町保育士資格取得等支援事業実施計画書

①補助事業名	認可外保育施設保育士資格取得支援事業		
	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業		
	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業		
	保育所等保育士資格取得支援事業		
	幼稚園教諭免許状取得等支援事業		
②施設名			
③住所	(〒 - )		電話 ( ) -
④受講者の氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 ( 歳)
⑤養成施設名			
⑥受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日【入学日】)		
⑦保育実習等や面接授業期間	保育実習等 日、面接授業 日、合計 日		
⑧受講に要する費用	入学料 円、受講料 円、合計 円		
⑨保育士修学資金貸付事業等類似事業の貸付等の有無	保育士修学資金貸付事業等類似事業の貸付等を		
	受けている		受けていない
⑩代替保育士等の氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 ( 歳)
(備考)			

様式第3号（第6条関係）

横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金交付・不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

横瀬町長



年 月 日付けで申請のあった横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金については、下記のとおり交付の可否を決定したので、横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

① 補助 事業 名		認可外保育施設保育士資格取得支援事業		
		保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業		
		幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業		
		保育所等保育士資格取得支援事業		
		幼稚園教諭免許状取得等支援事業		
②交付の可否			交 付	不 交 付
③ 交 付 の 場 合	交付決定額	金 円		
	交付条件	(1) 申請書の記載のとおり内容とします。		
		(2) 内容を取り消し、又は変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けてください。		
		(3) 補助事業が完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けてください。		
		(4) 本補助金交付要綱及び県要綱を守ってください。万一違反したときは、補助金を返還していただく場合があります。		
④不交付の場合の理由				

様式第4号（第7条関係）

横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金変更等申請書

年 月 日

横瀬町長 様

所在地  
申請者 名称  
代表者 ⑩

横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付内容の変更等を申請します。

記

①補助事業名		認可外保育施設保育士資格取得支援事業			
		保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業			
		幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業			
		保育所等保育士資格取得支援事業			
		幼稚園教諭免許状取得等支援事業			
②交付決定年月日等	交付決定年月日	年 月 日			
	交付決定番号	第 号			
③区分		変 更		取 消	
④変更等の理由					
⑤変更内容	変更等前				
	変更等後				

様式第5号（第7条関係）

横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金変更等承認・不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

横瀬町長



年 月 日付けで変更等の申請のあった横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金については、下記のとおり決定したので、横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

① 補 助 事 業 名		認可外保育施設保育士資格取得支援事業			
		保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業			
		幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業			
		保育所等保育士資格取得支援事業			
		幼稚園教諭免許状取得等支援事業			
②承認の可否			承認		不承認
③ 承 認 の 場 合	区 分		変 更		取 消
	変更交付申請額	金		円	
	変更交付決定額	金		円	
	既 交 付 額	金		円	
	差 引 額	増 ・ 減	金		円
	そ の 他				
	備 考	上記以外の事項については、年 月 日 第 号の交付決定通知書のとおり			
④不承認の場合の理由					

様式第 6 号（第 8 条関係）

横瀬町保育士資格取得等支援事業実績報告書

年 月 日

横瀬町長 様

所在地  
申請者 名 称  
代表者 ⑩

横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて実績報告します。

記

- 1 横瀬町保育士資格取得等支援事業完了報告書（様式第 7 号）
- 2 対象者が保育士証等の交付を受けた後、勤務対象施設への勤務が決定したことが確認できる書類
- 3 養成施設の長が発行する対象経費の領収書
- 4 代替保育士等が実施対象施設に勤務していたことが確認できる書類
- 5 保育士証等の写し
- 6 横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金精算額調書（別紙 2）
- 7 その他の書類

様式第7号（第8条関係）

横瀬町保育士資格取得等支援事業完了報告書

① 補 助 事 業 名	認可外保育施設保育士資格取得支援事業		
	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業		
	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業		
	保育所等保育士資格取得支援事業		
	幼稚園教諭免許状取得等支援事業		
②施 設 名			
③住 所	(〒 - )		電話 ( ) -
④受講者の氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 ( 歳)
⑤養成施設名			
⑥受 講 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日【入学日】)		
⑦保育実習等や 面接授業期間	保育実習等 日、面接授業 日、合計 日		
⑧受講に要する 費用	入学料 円、受講料 円、合計 円		
⑨代替保育士等 の氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 ( 歳)
⑩代替保育士等 の雇上期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)		
(備考)			

様式第 8 号 (第 9 条関係)

横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

横瀬町長



横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

① 補 助 事 業 名		認可外保育施設保育士資格取得支援事業
		保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
		幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
		保育所等保育士資格取得支援事業
		幼稚園教諭免許状取得等支援事業
②補助金交付決定額	金	円
③補助金交付確定額	金	円

様式第9号（第10条関係）

横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金請求書

年 月 日

横瀬町長 様

所在地  
申請者 名称  
代表者 ⑩

横瀬町保育士資格取得等支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

①請求額	金 円	
②振込先	金融機関名	
	支店名	
	種類	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

別紙1

横瀬町保育士資格取得支援事業補助金所要額調書

【補助対象者】

NO	補 助 事業名 (A)	受講者氏名	経 費			補助対象経 費上限額 (C)	補助対象 経費 (D)	補助率	交付申請額	備 考
			受講に要す る費用	代替保育従 事者雇上費	計 (B)					
			円	円	円	円	円		円	
			円	円	円	円	円		円	
			円	円	円	円	円		円	
		合 計	円	円	円	—	円	—	円	

(注) 1. 「A」欄の補助事業名欄は

- ①認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ②保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
- ③幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
- ④保育所等保育士資格取得支援事業 から該当の番号を選択すること。

2. 「D」欄の補助対象経費は、「B」欄と「C」欄の額を比較して少ない金額を記入すること。

## 横瀬町保育士資格取得支援事業補助金精算額調書

## 【補助対象者】

NO	補 助 事業名 (A)	受講者氏名	経 費			補助対象経 費上限額 (C)	補助対象 経費 (D)	補助率	精算額	備 考
			受講に要す る費用	代替保育従 事者雇上費	計 (B)					
			円	円	円	円	円		円	
			円	円	円	円	円		円	
			円	円	円	円	円		円	
		合 計	円	円	円	—	円	—	円	

(注) 1. 「A」欄の補助事業名欄は

- ①認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ②保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
- ③幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
- ④保育所等保育士資格取得支援事業 から該当の番号を選択すること。

2. 「D」欄の補助対象経費は、「B」欄と「C」欄の額を比較して少ない金額を記入すること。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)

別紙1

別紙2